

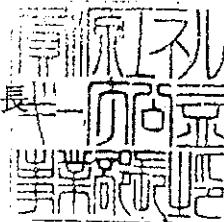
通商産業省

12資公部第336号
平成13年1月5日

ガス事業法第13条第1項及び第37条の7で準用する第13条第1項の規定を適切に実施するため、「ガス事業の休止及び廃止に係る実施要領」を下記のように制定する。

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部長

記



ガス事業の休止及び廃止に係る実施要領

1. ガス事業の休廃止の際の事業者による取組み

(1) 家庭用等の需要家への周知徹底

① 導管供給からそれ以外の供給方式に変更する場合等、以下の場合のように一般ガス事業又は簡易ガス事業から他のガスを供給する事業に変更する等のため、ガス事業の休止及び廃止（以下、「ガス事業の休廃止」という。）をしようとするガス事業者は、一般ガス事業にあっては法第13条第1項に基づく許可を受ける前に、また、簡易ガス事業にあっては法第37条の7第1項において準用する法第13条第1項に基づく許可を受ける前に、ガス事業の休廃止をした後においても引き続きガスの供給先として予定している家庭用等の需要家（年間換算平均使用量1,000m³未満を目安とする。）に対し、ガス事業の休廃止をした後のガスの料金その他の供給条件について、あらかじめ十分に周知徹底すべきである。

- (イ) 一般ガス事業者（みなし一般ガス事業に係るものと除く。）にあっては、その一般ガス事業において、導管供給からそれ以外の供給方式に変更する場合
(ロ) 一般ガス事業者（みなし一般ガス事業に係るものに限る。）にあっては、そのみなし一般ガス事業において、導管供給からそれ以外の供給方式に変更する場合又は一団地内69戸以下の導管供給に変更する場合

- (ハ) 簡易ガス事業者にあっては、その簡易ガス事業において、導管供給からそれ以外の供給方式に変更する場合又は一団地内69戸以下の導管供給に変更する場合

② この場合ガスの料金その他の供給条件とは、次に掲げるものが考えられる。

- (イ) 適用地点
(ロ) 料金
(ハ) 導管、ガスマータその他の設備に関する費用の負担の額及び方法

- (ニ) 上記(ロ)及び(ハ)に掲げるもののほか、需要家が負担するべきものがあるときは、その事項又は金額決定の方法
- (ホ) ガス使用量の計測方法及び料金その他の需要家が負担するべきものの徴収の方法
- (ヘ) ガスの申込みに対する取扱いの方法
- (ト) 供給の停止又は使用の廃止に関する事項

(2) 家庭用等の需要家の同意の取得

ガス事業の休廃止をしようとするガス事業者は、ガス事業の休廃止をした後の家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件について、あらかじめ、ガス事業の休廃止をした後においても引き続きガスの供給先として予定している家庭用等の需要家の了承を得る。

(3) 家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件の掲示

- ① ガス事業の休廃止をした事業者（以下、「休廃止ガス事業者」という。）は、ガス事業の休廃止をした後においても、引き続きガスの供給先となる家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件を、ガス事業の休廃止に係る許可を受けた日から、営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示する。この場合において、かかる掲示の箇所については、ガス事業の休廃止をする前に実施していたガス事業に係る供給約款の掲示の箇所又は休廃止ガス事業者が適当と判断する箇所であって公衆の見やすい箇所とする。
- ② 休廃止ガス事業者は、ガス事業の休廃止をした後においても引き続きガスの供給先となる家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件を、原則としてガス事業の休廃止をする前に実施していたガス事業に係る供給約款に記載されていた内容と同様のものとする。ただし、休廃止ガス事業者が、ガス事業の休廃止をする前に実施していたガス事業に係る供給約款に記載されていた内容を変更した場合には、その変更後のものとする。

2. ガス事業の休廃止の許可に係る運用の在り方

(1) ガス事業の休廃止の許可申請時の確認

経済産業大臣又は経済産業局長においては、ガス事業の休廃止の許可申請がなされた場合には、ガス事業の休廃止をした後におけるガスの料金その他の供給条件について家庭用等の需要家への周知を行ったかどうか等を確認するものとする。

(2) ガス事業の休廃止の許可に係る附帯条件等

経済産業大臣又は経済産業局長においては、ガス事業の休廃止の許可をする場合には、法第40条第1項に基づき以下の事項を同許可の条件として付す、又は以下の事項に係る所要の指導を行うものとする。

- ① ガス事業の休廃止をした後における家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件について、家庭用等の需要家の全てに対する周知が完了していない場合には、家庭用等の需要家の全てに対し、その旨を許可後速やかに周知すること。
- ② ガス事業の休廃止をした後における家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件について、家庭用等の需要家の全ての同意を取得していない場合には、家庭用等の需要家の全ての同意を許可後速やかに取得すること。

また、かかる全ての同意を取得した後、速やかにその旨を経済産業大臣又は経済産業局長に連絡すること。

③ ガス事業の休廃止をした後における家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件については、ガス事業の休廃止をする前に実施していたガス事業に係る供給約款の掲示の箇所又は当該休廃止ガス事業者が適当と判断する箇所であつて公衆の見やすい箇所に掲示すること。

また、その掲示の箇所について、許可後速やかに経済産業大臣又は経済産業局長に連絡すること。

附 則

本通達は、平成13年1月6日から施行する。なお、本通達の施行に伴い、平成11年11月19日付け11賀公部第366号「ガス事業の休止及び廃止に係る実施要領」は廃止する。